

富山新港火力発電所 LNG 2号機建設計画
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和7年10月

北陸電力株式会社

(空白)

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公 告 の 日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦 覧 場 所	1
(4) 縦 覧 期 間	2
(5) 縦 覧 者 数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	12

(空白)

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

2025年8月26日（火）

(2) 公告の方法

① 2025年8月26日（火）付けて、下記の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

（別紙－1 参照）

- ・富山新聞（朝刊18面）
- ・北日本新聞（朝刊2面）
- ・読売新聞（朝刊20面、富山版）

② 上記の公告に加え、次のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

・富山県及び射水市のウェブサイトから当社ウェブサイトにリンクすることにより、自治体ウェブサイトから方法書及び要約書を参照可能とした。 （別紙－2(1), (2) 参照）

・当社ウェブサイトに2025年8月26日（火）より掲載した。 （別紙－3 参照）

(3) 縦覧場所

自治体庁舎4箇所、当社事業所1箇所の計5箇所にて書面による縦覧を実施するとともに、インターネットを利用して当社ウェブサイトにおいて公表した。

① 自治体庁舎

- ・富山県庁 環境政策課 （富山市新桜町5番3号）
- ・射水市役所 環境課 （射水市新開発410番地）
- ・富山市役所 環境保全課 （富山市新桜町7番38号）
- ・高岡市役所 環境政策課 （高岡市長慶寺640番地）

② 当社事業所

- ・富山新港火力発電所 （射水市堀江千石1番地）

③ インターネットの利用による公表

- ・当社ホームページ上における下記ウェブサイトで方法書及び要約書を公表した。

（別紙－4 参照）

(4) 縦覧期間

① 自治体庁舎

2025年8月26日(火)から2025年9月29日(月)まで。

(土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで。)

② 当社事業所

2025年8月26日(火)から2025年10月14日(火)まで。

(土曜日、日曜日、祝日を含む午前9時から午後5時まで。)

当社ウェブサイトの利用による公表は、縦覧期間(2025年8月26日(火)から2025年9月29日(月)まで)に加え、意見書の提出期間(2025年10月14日(火))までとし、その期間中は常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

① 総 数 17名

(内 訳) 富山県庁 3名

射水市役所 3名

富山市役所 4名

高岡市役所 1名

富山新港火力発電所 6名

② 方法書及び要約書を公表した当社ウェブサイトへのアクセス数

1,247件

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。なお、説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は、下表のとおりである。

開催日時	開催場所	来場者数
2025年9月9日(火) 18時30分～20時00分	クロスベイ新湊iCNホール (射水市本町2丁目10番30号)	16名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2025年8月26日(火)から2025年10月14日(火)まで。

(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は2025年10月14日(火)の消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法 (別紙－5 参照)

- ① 縦覧場所に備え付けた意見箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は2通、意見の総数は9件であった。

日刊新聞紙に掲載した公告内容

○2025年8月26日(火)掲載

- ・富山新聞(朝刊18面)
- ・北日本新聞(朝刊2面)
- ・読売新聞(朝刊20面,富山版)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「富山新港火力発電所LNG2号機建設計画 環境影響評価方法書」を作成いたしましたので、次とおり公告いたします。

令和七年八月二十六日

北陸電力株式会社 代表取締役 松田光司

一、事業者の名称	北陸電力株式会社
事業者の所在地	富山県富山市牛島町十五番二号
二、対象事業の名称	富山新港火力発電所LNG2号機建設計画
対象事業の種類	ガスタービン及び汽力(コバインサイクル発電方式)
対象事業の出力	約六十万キロワット
三、対象事業実施区域	富山県射水市堀江千石一番地
四、関係地域の範囲	富山県射水市・富山市・高岡市
五、縦覧の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県環境政策課(富山県富山市新桜町五番三号) ・射水市役所環境課(富山県射水市新桜町五番三号) ・富山市役所環境保全課(富山県富山市新桜町七番二八号) ・高岡市役所環境政策課(富山県高岡市本郷町四〇番地) ・富山新港火力発電所(富山県射水市堀江千石一番地)
縦覧の期間	午前九時から午後五時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)。(富山新港火力発電所は、土曜日・日曜日・祝日を含め、ご覧いただけます。)
電子縦覧	令和七年八月二十六日(火)から九月二十九日(月)まで(富山新港火力発電所は、十月十四日(火)まで)環境影響評価方法書をご覧いただけます。
六、意見書の提出	環境影響評価方法書について、環境保全の見地からこの意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見意見の理由を含む日本語で記入のうえ、縦覧の場所に備え付けの意見書箱にご投函いただか、令和七年十月十四日(火)までに「八、問い合わせ先」へご郵送ください。(当日消印有効)
七、説明会の場所	クロスペイ新湊i-CNホール(射水市本町二丁目十番三号)
八、問い合わせ先	<p>令和七年九月九日(火) 午後六時三十分から 〒九三〇一八六八六 富山県富山市牛島町十五番二号 北陸電力株式会社 立地共生部立地業務チーム 電話 ○七六一四〇五一三五七七</p>

富山県ウェブサイトに掲載したお知らせの内容



更新日：2025年8月26日

環境影響評価(環境アセスメント)制度について

環境影響評価とは、「事業の実施が環境に及ぼす影響について項目毎に調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価する」制度です。環境アセスメントとも呼ばれています。

富山県環境影響評価条例の手続きの流れと対象事業

- [手続きの流れ \(PDF: 234KB\)](#)
 - [条例対象事業一覧 \(PDF: 660KB\)](#)
- (参考) 環境影響評価法等の詳細
- [環境省「環境影響評価情報支援ネットワーク」\(外部サイト\)](#)
 - [経済産業省「発電所に係る環境影響評価」\(外部サイト\) \(外部サイトへリンク\)](#)

環境影響評価の手続き中の事業

環境影響評価法に基づくもの

事業の名称	事業の種類	手続の状況
富山新港火力発電所LNG2号機建設計画	火力発電所の設置	<p>【配慮書手続き】</p> <ul style="list-style-type: none">計画段階環境配慮書提出：2025年2月知事意見提出：2025年4月 [知事意見 (PDF: 522KB)] <p>【方法書手続き】</p> <ul style="list-style-type: none">環境影響評価方法書提出：2025年8月 <p>※現在、富山県環境政策課、富山市役所、高岡市役所、射水市役所、富山新港火力発電所において、環境影響評価方法書を縦覧中。また、事業者のウェブサイト (外部サイトへリンク) でも公開中です、(期間：2025年8月26日～9月29日)</p>

射水市ウェブサイトに掲載したお知らせの内容



射水市

いいとこ、いいもの、ギュギュッと！射水

ホーム > トピックス > 北陸電力（株）富山新港火力発電所 LNG2号機建設計画 環境影響評価方法書の縦覧及び公表について

北陸電力（株）富山新港火力発電所 LNG2号機建設計画 環境影響評価方法書の縦覧及び公表について

2025年8月26日更新 シェア × ポスト

下記のとおり、北陸電力（株）富山新港火力発電所 LNG2号機建設計画 環境影響評価方法書の縦覧場所を開設します。

記

環境影響評価方法書の縦覧期間及び場所

- (1) 期 間 令和7年8月26日から9月29日まで（土、日、祝日を除く。）
- (2) 時 間 午前9時から午前5時まで
- (3) 場 所 射水市新開発410番地1

射水市役所 本庁舎 2階 環境課窓口

北陸電力リンクURL:[富山新港火力発電所 LNG2号機建設計画に係る環境影響評価](#)

お問い合わせ

市民生活部 環境課

所在地：〒939-0294 射水市新開発410番地1
電話： [0766-51-6624](tel:0766-51-6624) FAX：0766-51-6656
Eメールアドレス： kankyou@city.imizu.lg.jp

当社ウェブサイトに掲載したお知らせの内容

News Release

こたえていく。かなえていく。
 北陸電力

富山新港火力発電所 LNG 2号機建設設計画 環境影響評価 方法書の届出・送付および縦覧・説明会の実施について

2025年8月25日
北陸電力株式会社

当社は、本日（8月25日）、電気事業法および環境影響評価法に基づき「富山新港火力発電所 LNG 2号機建設設計画 環境影響評価方法書」（以下、方法書）を経済産業大臣に届出し富山県知事、射水市長、富山市長、高岡市長に送付しましたので、お知らせいたします。
また、環境影響評価法に基づき、明日（8月26日）より、方法書の縦覧を行います。

当社は、富山新港火力発電所 LNG 2号機の建設設計画を決定の上、事前調査および設備設計を進めております。（2025年4月28日お知らせ済）

事前調査の一環として、環境影響評価手続きを進めており、この度、方法書を届け出たものです。

なお、計画段階環境配慮書の手続きは、5月13日に完了（経済産業大臣意見を受領）しています。

1. 方法書の縦覧

（1）縦覧の場所

【関係自治体庁舎】

富山県庁、射水市役所、富山市役所、高岡市役所

【当社事業所】

富山新港火力発電所

（2）縦覧の期間

2025年8月26日（火）～2025年9月29日（月）

（3）縦覧の時間

午前9時～午後5時（土曜日・日曜日・祝日を除く※）

※富山新港火力発電所は土曜日・日曜日・祝日を含めご覧いただけます。

（4）電子縦覧

方法書は当社ウェブサイトにおいてもご覧いただけます。

掲載URL

https://www.rikuden.co.jp/env_impact_assessment/assess4.html

（2025年8月26日（火）～2025年10月14日（火）まで閲覧可能です。）

2. 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面にて、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、当社宛にご郵送ください。

(1) 意見書の記載事項

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書について環境保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

(2) 意見書の提出期限

2025年10月14日（火）まで（当日消印有効）

(3) 意見書の郵送先

〒930-8686 富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社 立地共生部 立地業務チーム

3. 住民説明会の開催

方法書の内容について、次のとおり説明会を開催いたします。

日 時 : 2025年9月9日（火）午後6時30分から

場 所 : クロスベイ新湊 i C N ホール

4. 問い合わせ先

北陸電力株式会社 立地共生部 立地業務チーム

電話 : 076-405-3577

（受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時 ※土曜日・日曜日・祝日を除きます）

以 上

＜参考＞ 富山新港火力発電所 LNG 2号機建設計画の検討概要

所在地	富山県射水市堀江千石1番地
発電方式	コンバインドサイクル発電方式
出力	約60万kW
使用燃料	LNG
着工時期	2029年度（予定）
運転開始時期	2033年度（予定）



当社ウェブサイトに掲載した公表内容

The screenshot shows the official website of Hokuriku Electric Power Company (北陸電力). The top navigation bar includes links for '個人のお客さま' (Individual Customers), '法人のお客さま' (Business Customers), '首都圏のお客さま' (Customers in the Capital Area), a search icon, an envelope icon, the English version 'EN', and a 'ログイン' (Login) button. Below the navigation bar, there are four main menu categories: '電気・サービス' (Electricity・Services), 'サステナビリティ' (Sustainability), '事業領域' (Business Areas), and '企業・IR情報' (Corporate・IR Information). The sub-page content visible in the screenshot is about the environmental impact assessment for the construction of the second unit of the Toyama New Port Thermal Power Plant (富山新港火力発電所 LNG2号機建設設計画に係る環境影響評価).

The screenshot shows the 'Sustainability' page for the environmental impact assessment. The page has a green header with the text 'サステナビリティ' (Sustainability) and '環境影響評価' (Environmental Impact Assessment). Below the header, there is a sub-menu for '環境影響評価' (Environmental Impact Assessment). The main content area is titled '富山新港火力発電所 LNG2号機建設設計画に係る環境影響評価' (Environmental Impact Assessment for the Construction Design of Unit 2 of the Toyama New Port Thermal Power Plant).

富山新港火力発電所 LNG2号機建設設計画に係る環境影響評価

富山新港火力発電所 LNG2号機建設設計画 環境影響評価方法書について、以下のとおり公表および縦覧いたします。
 本書の著作権は、北陸電力株式会社に帰属します。著作権者である北陸電力の承諾を得ないで、複製、転用、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

環境影響評価方法書

- ▶ 表紙・目次
- ▶ 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
- ▶ 第2章 対象事業の目的及び内容
- ▶ 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 - ▶ 3.1 自然的状況
 - ▶ 3.2 社会的状況
- ▶ 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- ▶ 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- ▶ 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- ▶ 第7章 その他環境省令で定める事項
- ▶ 第8章 環境影響評価方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境影響評価方法書(要約書)

- ▶ 要約書

あらまし

- ▶ あらまし

・「環境影響評価方法書」及び「環境影響評価方法書(要約書)」は、令和7年8月26日(火)～10月14日(火)まで
 閲覧が可能です。(保存・印刷はできません。)

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）を日本語でご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、以下の様式をダウンロードいただき、当社宛にご郵送ください。

- ▶ 意見書（PDF）
- ▶ 意見書（word形式）

（1）意見書の記載事項

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書について環境保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

（2）意見書の提出期限

令和7年10月14日（火）まで（当日消印有効）

（3）意見書の郵送先

〒930-8686 富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社 立地共生部 立地業務チーム

問い合わせ先

北陸電力株式会社 立地共生部 立地業務チーム
電話番号:076-405-3577
(受付時間:月～金曜日 午前9時～午後5時 ※祝日・年末年始を除きます)

意見書の様式

富山新港火力発電所 LNG 2号機建設計画

環境影響評価方法書に対する意見書

2025 年 月 日

ご氏名

ご住所

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使いください。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は9件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見の概要については、原則として原文どおり記載した。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>第7次エネルギー基本計画や日本政府の温室効果ガス削減目標を事業の正当性の根拠とすべきでない</p> <p>貴社は、本事業の目的（方法書 p.3）および計画段階配慮書に対する意見への回答（方法書 pp.329-333）において、本事業が第7次エネルギー基本計画ならびに日本政府の温室効果ガス排出削減目標と整合していることを繰り返し主張し、事業の正当性の根拠としています。</p> <p>しかしながら、これらの政府目標は、国内外の科学者コミュニティから一貫して「不十分である」と指摘されてきました。国際的な研究機関コンソーシアムである Climate Action Tracker の報告【注1】によれば、日本がパリ協定の1.5°C目標と整合する排出削減を達成するためには、2013年比で2030年までに66%，2035年までに78%の削減が必要とされています（LULUCF部門の吸収量を除く）。これに対し、日本政府が掲げる2030年度46%，2035年度60%，2040年度73%削減（いずれも2013年度比）の目標は、先進国としての責任を果たすには不十分であり、国際的な水準と比しても野心性を欠いています。</p> <p>さらに、第7次エネルギー基本計画は2040年時点においても化石燃料への依存を前提としており、IEAの「Net Zero by 2050」シナリオが示す「天然ガスによる発電量を2030年にピークとし、2040年までに90%削減する」という方針や、G7が合意した「2035年までの電力部門の脱炭素化」とも整合していません。</p> <p>以上の点から、本事業の根拠とされる國の方針そのものが、1.5°C目標および国際的な科学的要請から乖離しており、これをもって新規LNG火力発電所の建設を正当化することはできないと考えます。</p> <p>【注1】 https://climateactiontracker.org/press/release-as-the-climate-crisis-worsens-warming-outlook-stagnates/</p>	国の温室効果ガス削減目標は、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として設定されており、世界全体での1.5°C目標と整合するとされています。また、第7次エネルギー基本計画については、この削減目標に沿って、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGX政策との協調等の様々な観点を踏まえ決定されたものと認識しています。

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>アンモニア・水素燃料の導入開始時期や、導入後の推定温室効果ガス排出量を公開すべき</p> <p>気候変動による被害が深刻化する中、国際社会はパリ協定およびグラスゴー合意のもと、地球の平均気温上昇を産業革命前から 1.5°C以内に抑えることを目指しています。この目標の達成には、2050 年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにするだけでなく、2030 年までに排出量を半減させる必要があります。</p> <p>I P C C 第6次評価報告書は、1.5°C目標達成のために残されたカーボンバジエットが極めて限られており、選択肢も時間も非常に少ないとを明らかにしています。一方、国連環境計画（UNEP）が 2024 年 10 月に公表した「排出ギャップ報告書 2024」【注 2】は、世界の温室効果ガス排出量は依然として増加傾向にあり、現在の排出ペースが続けば、今世紀末には地球の平均気温が最大 3.1°C上昇する可能性があると警告しています。</p> <p>このような危機的状況においては、個別の発電所が排出する温室効果ガスも、気候変動の加速や地域の生活環境への影響という観点から、厳しく評価されるべきです。最新式のガスコンバインドサイクル方式であっても、I E A が 1.5°Cシナリオにおいて求める 2030 年の排出係数（0.138kg-CO₂/kWh）と比較して約 2.5 倍の排出量（0.32～0.36 kg-CO₂/kWh）を示しており、1.5°C目標との整合性を欠いています。さらに、L N G 火力のライフサイクル全体を考慮すれば、石炭火力を上回る温室効果ガス排出となる可能性も指摘されています。</p> <p>方法書（p. 3, p. 17）では、「中長期的にはアンモニア・水素といったゼロエミッション燃料の導入等により、さらなる二酸化炭素排出量の削減を視野に入れる」と記載されていますが、これを根拠に現時点での高排出インフラの新設を正当化することはできません。ゼロエミッション燃料の導入を主張するのであれば、少なくとも以下の情報を明示すべきです：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンモニア・水素燃料の導入開始時期 ・導入後の推定温室効果ガス排出量 ・導入に必要な追加設備・改修の内容とコスト ・実現可能性に関する技術的・経済的根拠 <p>これらの情報が示されない限り、「中長期的な削減の視野」は単なる希望的観測に過ぎず、現時点での大量排出を容認する根拠とはなり得ません。企業としての説明責任を果たすためにも、具体的かつ検証可能な情報の開示が求められます。</p> <p>【注 2】 https://www.unep.org/resources/emissions-gap-report-2024</p>	<p>本事業では、火力電源の脱炭素化に向け、アンモニア・水素といったゼロエミッション燃料の検討を進め、更なる二酸化炭素排出量の削減を視野に入れ、2050 年のカーボンニュートラルの実現を目指していますが、具体的な導入時期や排出量については、技術開発や経済性、運用性等に関して不確実な要素が多く、現段階ではお示しできません。</p> <p>今後の技術の進展や実用化に向けた動向を注視しながら検討を進め、適切なタイミングで情報開示を行ってまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>LNG 2号機建設によって発電所全体の規模が増加するのに、減るよう見せかけているのは問題</p> <p>本事業の「あらまし」では、LNG 2号機の建設によって富山新港火力発電所の合計出力は現状の 166.47kW (石炭 1号機・石炭 2号機: 各 25 万 kW, 1号機: 24 万 kW, 2号機: 50 万 kW, LNG 1号機: 42.47 万 kW) から、約 152.47kW (2号機: 50 万 kW, LNG 1号機: 42.47 万 kW, LNG 2号機: 60 万 kW) に減ると示されています。</p> <p>しかし、2020 年 10 月から休止中の 1号機 (石油) を除けば現状の合計出力は 142.47kW であり、LNG 2号機の建設によって合計出力が増加することになります。さらに、本来は既に廃止されているべき石炭 1号機が「現状」に含まれていることも問題です。</p> <p>2023 年に日本が議長として開催した G7 広島サミットでは、「2035 年までの完全又は大宗の電力部門の脱炭素化を図ること」、「遅くとも 2050 年までにエネルギー・システムにおけるネット・ゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させる」との文書 (コミュニケ) が合意されました。気候危機回避のために化石燃料からの脱却が必要とされるなか、火力発電インフラの規模を拡大させる本計画が認められる余地はありません。</p> <p>計画段階配慮書に対して当方が提出した意見でも、出力算定方法の不正確さと、それによる事業規模の誤認を指摘しました。しかし、貴社が方法書 (p. 329) で示した見解では、この核心的な問題に一切言及されておらず、回答として不十分です。さらに、今回の「環境影響評価方法書のあらまし」においても、LNG 2号機の建設によって発電所全体の出力が増加するにもかかわらず、減少するかのような記述が繰り返されています。</p> <p>改めて強調しますが、貴社が「あらまし」において休止中の石油火力 1号機や、既に廃止されるべき石炭 1号機を「現状」の出力に含めていすることは、事業の実態を歪めるものであり、説明責任を果たしているとは言えません。LNG 2号機の新設後の出力 (152.47 万 kW) は、実質的に現状 (142.47 万 kW) より増加しており、これは化石燃料インフラの拡張に他なりません。</p> <p>このような説明は、気候危機対策として求められる化石燃料インフラの段階的廃止という国際的潮流に反するものであり、誤解を招く表現は厳に慎むべきです。貴社には、事業の実態に即した正確かつ誠実な情報開示が求められます。</p>	<p>発電所の出力については、電気事業法に基づく届出出力の現状を正しく記載しており、休止中の 1号機 (石油) 及び石炭 1号機についても現状設備の出力を記載しています。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>LNG火力インフラはライフサイクルで石炭火力よりも多くの温室効果ガスを排出する可能性がある</p> <p>天然ガスの主成分はメタンであり、二酸化炭素の28~34倍もの温室効果をもつ強力な温室効果ガスです。「Environmental Research Letters」誌に掲載された論文【注4】によると、天然ガスの井戸、生産施設、パイプラインなどから少量のメタンが漏出するだけでも石炭と同程度の排出量になる可能性があります。また、2024年に「Energy Science & Engineering」誌に掲載された別の研究【注5】は、LNGは掘削作業によるメタン漏れが推定をはるかに上回っていることや、パイプラインによる輸送時の排出、液化・タンカーによる輸送を含めれば石炭よりもはるかに大きなエネルギーを要することなどを指摘し、20年間の温室効果ガス排出量を比較するとLNGが石炭よりも33%も大きいと明らかにしています。</p> <p>こうした研究の指摘を考慮すれば、LNG火力の利用が地球温暖化対策になるとみなすことはできません。また、世界各地ではガス採掘、パイプラインの設置などにおける環境破壊や人権侵害が大きな問題となっているだけでなく、脱化石燃料への動きも高まっています。2030年以降に新規のLNG火力発電所の運転を開始させるなどもっての外であり、LNG火力はカーボンニュートラルまでのつなぎ役どころか、気候変動を悪化させている主な要因の一つであることを忘れてはいけません。</p> <p>計画段階配慮書に対して当方が提出した意見に対し、貴社は方法書(p.331)において「新設設備の建設や運用に当たっては、極力、燃料である天然ガスが漏洩しないように努めてまいります」との見解を示しました。しかし、これは問題の所在を発電所敷地内に限定するものであり、論点のすり替えに他なりません。</p> <p>当方が指摘しているのは、ガス田での採掘、パイプライン輸送、液化、タンカー輸送など、発電所に至るまでのサプライチェーン全体における温室効果ガス排出の問題です。貴社の見解は、こうした上流過程の環境負荷に一切触れておらず、科学的な警告に対して「漏洩しないよう努める」という定量的根拠を伴わない精神論で応じているにすぎません。</p> <p>科学的知見を軽視し、具体的な対策や説明を欠いた姿勢は、企業としての説明責任を放棄するものです。燃料の調達・使用に関わる事業者として、ライフサイクル全体における環境・社会への影響に責任を持つことは当然の責務です。</p> <p>現状では、サプライチェーン全体のメタン漏洩を監視・検証する体制が十分に整っておらず、日本の事業者が輸入燃料の上流過程に対して実効的な責任を果たすことは構造的に困難です。したがって、こうした高排出リスクを内包するLNG火力インフラの新設は、科学的にも倫理的にも正当化できません。</p> <p>【注4】https://iopscience.iop.org/article/10.1088/1748-9326/ace3db</p> <p>【注5】https://doi.org/10.1002/ese3.1934</p>	<p>LNG火力発電に関するライフサイクル全体での温室効果ガス排出量については、近年、国内外で様々な研究が行われていることは承知しています。当社としては、今後の国際的な議論や制度整備の動向を注視しつつ、最新の科学的知見や技術情報を積極的に収集・評価してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>石炭 1 号機の 2 度にわたる廃止延期は事業者の信頼を著しく損ない、非効率石炭火力の段階的廃止を求める政府方針とも矛盾する</p> <p>LNG 2 号機建設計画と同日に発表された石炭 1 号機の 2028 年度までの運転期間延長は、気候科学の観点から受け入れられません。石炭 1 号機は旧式の亜臨界方式で、二酸化炭素排出量が多い発電施設であり、廃止を急ぐ必要のある非効率石炭火力です。</p> <p>貴社は 2010 年に、石炭 1 号機を 2018 年度までに廃止する計画を発表していますが、2017 年に廃止時期を 2024 年度まで延期しており、今回は 2 度目の延期となります。さらに、2018 年に営業運転を開始した LNG 1 号機は、石炭 1 号機からのリプレースとして環境影響評価簡略化の対象とされています。それにもかかわらず、石炭 1 号機の廃止が計画通り行われないことは、浅尾慶一郎環境大臣が 2 月 28 日に「大変遺憾」と述べている通り、非常に問題です。</p> <p>計画段階配慮書に対する上記の意見に対し、貴社は「短期的に十分な供給力を確保できないため、石炭 1 号機の廃止は困難」との見解を示しています（方法書 p. 329）。しかし、この説明は過去の約束を反故にするものであり、環境影響評価制度の正当性を損なうばかりか、脱炭素に向けた経営努力の欠如を露呈しています。</p> <p>本来、LNG 1 号機の稼働開始と同時に石炭 1 号機は廃止されるべきでした。二度にわたる廃止延期は、需給見通しの甘さと、脱炭素への真摯な取り組みが欠如していることを示しています。</p> <p>さらに、石炭 1 号機の延命は、非効率石炭火力の段階的廃止を求める政府方針とも明確に矛盾します。経済産業大臣意見（方法書 p. 256）においても、「非効率石炭火力のフェードアウト等を着実に実施すること」が求められており、石炭 1 号機の早期廃止は政策的にも当然の要請です。</p> <p>以上の点から、石炭 1 号機の運転延長は、科学的・政策的・制度的観点のいずれから見ても正当化できず、貴社には計画の見直しと、脱炭素に向けた責任ある対応が強く求められます。</p>	<p>現状において、当社として短期的に十分な供給力を確保できる状況になく、富山新港火力発電所石炭 1 号機を廃止することは極めて困難です。</p> <p>今後の電力需給安定には、供給力の確保が最も重要と考えており、富山新港火力発電所石炭 1 号機の廃止時期について 2028 年度を目指しました。</p> <p>石炭 1 号機廃止までの間、電力の安定供給を確保しつつ環境負荷の低減を図っていく観点から、石炭 1 号機及び石炭 2 号機の稼動抑制を計画的に実施し、温室効果ガスの削減に努めます。</p> <p>なお、第 7 次エネルギー基本計画において、火力全体で安定供給に必要な発電容量 (kW) を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量 (kWh) を減らしていくこと、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段として LNG 火力の活用は必要との考え方が示されており、国のエネルギー政策とも整合しているものと認識しています。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>気候科学の観点からみれば、化石燃料インフラの新規建設の余地はない</p> <p>貴社は本計画を、石炭火力廃止に伴う脱炭素化と説明しています。しかし、LNG火力は石炭より排出係数が低いとはいえ、依然として莫大な二酸化炭素を排出する化石燃料発電です。さらに、採掘・輸送・液化・再ガス化までを含むライフサイクル全体では、石炭よりも温室効果ガス排出が大きくなる可能性が最新の研究で指摘されています。</p> <p>I P C C 第6次評価報告書第3作業部会報告書(2022年4月公開)は、既存の化石燃料インフラが(2018年から)耐用期間終了までに排出する累積のCO₂総排出量を6,600億トン(報告書作成時点での計画されている化石燃料インフラからの累積総排出量を加えると8,500億トン)と予測しています。同報告書で地球温暖化を50%の確率で1.5°Cに抑えるための限度として示されたCO₂の累積総排出量である5,000億トンを既に大きく上回っているため、科学的な観点から見れば、既存の化石燃料インフラであっても耐用期間の終了を待たずに廃止する必要があります。</p> <p>LNG火力については、再エネ100%を目指す過程での経過措置として一定数の既設の発電所が役割を果たしますが、新規建設を進めるべきではなく、段階的廃止を目指すべきです。富山新港火力発電所LNG2号機が計画通り2033年に運転開始した場合、LNG火力発電所の運用年数を40年とすると、2050年を超えて大量のCO₂を排出するため、この新設を許容する余地はありません。</p> <p>計画段階配慮書に対して提出された上記の懸念に対し、貴社は、再エネ電源の導入を拡大していく中においても、火力電源は供給力や調整力確保のために不可欠である、との見解を示しています(方法書p.329)。しかし、調整力の確保を理由に、長期にわたりCO₂を排出し続ける新規LNG火力発電所を建設することは、国際的な脱炭素の潮流と著しく乖離しており、合理性を欠きます。</p> <p>調整力が必要となるのは、需要の急増や再エネの出力変動時など限定的な場面です。これに対応する手段としては、デマンドレスポンス、蓄電池、既存火力の柔軟な運用、広域系統連携の強化など、より環境負荷が低く経済的にも合理的な選択肢が既に存在し、急速に実用化が進んでいます。長寿命の化石燃料インフラに新規投資することは、将来的な座礁資産化のリスクが高く、そのコストは最終的に消費者に転嫁される可能性があります。</p> <p>日本では「調整力=火力・蓄電池」といった限定的な議論がなされがちですが、海外では「柔軟性(flexibility)」というより包括的な概念が重視されています。柔軟性とは、電力系統の需給バランスを維持する能力であり、調整力のある電源(水力・火力)に加え、エネルギー貯蔵(蓄電池・揚水・温水)、系統運用、デマンドレスポンスなどが含まれます。IEA『世界エネルギー展望2022年版』では、2050年の世界の電源構成における再エネ比率が約9割に達すると予測されており、これは火力発電に依存せずとも柔軟性を確保できるという国際的な共通認識に基づいています。火力発電は柔軟性の一要素に過ぎず、排出削減の観点からは、火力新設以外の手段を優先的に検討すべきです。</p> <p>また、貴社は火力電源の脱炭素化に向けて、アンモニアや水素といったゼロエミッション燃料の導入を検討し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すとしています。しかしながら、この主張には具体性・実現可能性・経済合理性のいずれも欠けており、新規LNG火力建設を正当化するためのグリーンウォッシュに他なりません。</p> <p>現時点では、安価かつ安定的なグリーン水素・アンモニアの供給見通しは立っておらず、仮に供給が実現したとしても、既存LNG設備での混焼・専焼には多額の追加投資と設備改修が必要です。導入時期、混焼比率、コストなどの具体的な計画が示されていない以上、これは希望的観測に過ぎません。不確実な未来技術への期待を根拠に、現実のCO₂排出から目を逸らしてLNG火力の新規建設を進める姿勢は、企業の社会的責任を放棄するものと考えます。</p>	<p>第7次エネルギー基本計画では、火力全体で安定供給に必要な発電容量(kW)を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量(kWh)を減らしていくことや、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段としてLNG火力の活用は必要との考え方が示されています。また、再生可能エネルギー及び蓄電池によって火力電源を完全に代替することは難しく、トランジション手段としてのLNG火力の確保を燃料の確保と併せて進めるとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化について、技術開発やコストなどを踏まえて時間軸や排出量にも留意し、事業者の予見可能性を確保しながら進めていくとされています。</p> <p>当社としても、火力電源はカーボンニュートラルに向けて再エネ電源の導入を拡大していく中において、安定供給のための供給力や調整力確保のために欠かせない電源と考えています。</p> <p>本事業では、火力電源の脱炭素化に向け、アンモニア・水素といったゼロエミッション燃料の検討を進め、更なる二酸化炭素排出量の削減を視野に入れ、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指しています。</p>

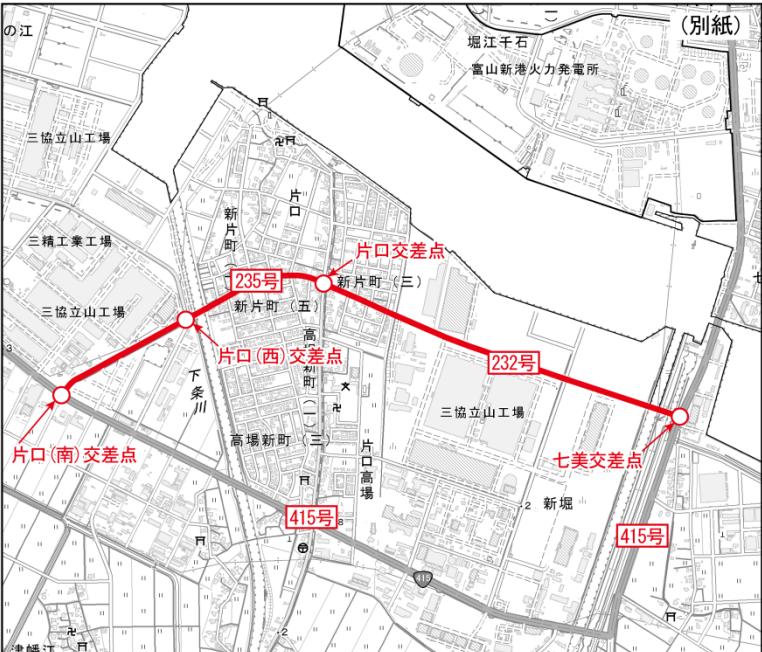
(次ページに続く)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>さらに、貴社は第7次エネルギー基本計画においてLNG火力の活用が「トランジションの手段」として位置づけられていることを根拠に、本計画が国の政策と整合していると主張しています。しかし、エネルギー政策は常に見直されるべきものであり、科学的根拠や国際的責務に照らして不十分な場合、企業はそれを超える野心的な行動をとる責任があります。国の方針に依存して排出削減を先送りするのではなく、LNG火力新設に充てる経営資源を、再生可能エネルギーの導入拡大や電力系統の柔軟性向上など、より確実で持続可能な脱炭素投資へと振り向けるべきです。</p>	(前ページに記載)
7	<p>化石燃料インフラの新設はG7合意など国際合意と矛盾する</p> <p>2023年に日本が議長として開催したG7広島サミットでは、「2035年までの完全又は大宗の電力部門の脱炭素化を図ること、「遅くとも2050年までにエネルギー・システムにおけるネット・ゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させる」との文書（コミュニケ）が合意されました。</p> <p>また、IEAが2021年5月に発表した「Net Zero by 2050」では、1.5°C目標に関するシナリオとして天然ガスについて「2030年までに発電量をピークとし、2040年までに90%低下させる」ことが示されています。</p> <p>本計画はLNG火力である以上、再生可能エネルギーと比べ膨大な量の二酸化炭素を排出します。LNG火力の排出係数はガスコンバインドサイクルが0.32～0.36kg-CO₂/kWh程度であり、これはIEAが上記の報告書で示した1.5°Cシナリオで求める2030年の排出係数0.138kg-CO₂/kWhと比べ約2.5倍にもなる数値です。2033年度に新規のLNG火力を運転開始する予定の本計画は、国際的な合意やシナリオに整合しているとは言えません。</p> <p>計画段階配慮書に対して当方が提出した意見では、排出係数の具体的な数値を挙げ、科学的根拠に基づく批判を行いました。しかし、貴社が方法書（p.330）で示した見解は、これらの指摘に正面から向き合うものではなく、国内のエネルギー基本計画への依拠や「検討中」といった抽象的な表現に終始しており、説明責任を果たしているとは言えません。</p> <p>貴社は本事業の根拠として「第7次エネルギー基本計画との整合」「将来的な電力需要の増加」「ゼロエミッション燃料への転換可能性」を挙げています。しかし、エネルギー基本計画は科学的知見や国際的責務に照らして不斷に見直されるべきものであり、現時点で不十分な計画に依存して新規投資を行うことは、将来的な座礁資産化のリスクを伴います。</p> <p>国際的な研究機関コンソーシアムであるClimate Action Trackerの報告【注3】によれば、日本が1.5°C目標と整合する排出削減を達成するためには、2013年比で2030年までに66%，2035年までに78%の削減が必要とされています（LULUCF部門を除く）。これに対し、日本政府が掲げる2030年度46%，2035年度60%，2040年度73%削減（2013年度比）の目標は、先進国としての責任を果たすには不十分であり、国際的な水準と比しても野心性を欠いています。</p> <p>また、データセンター・半導体工場などの電力需要増加が見込まれることを根拠に化石燃料火力の新設を正当化する見解も示されていますが、これらの事業者は再生可能エネルギーの調達を強く志向しており、RE100、気候変動イニシアティブ（JCI）、日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）などに加盟する企業も再エネ拡大を競争力確保の要件として位置づけています。したがって、化石燃料による供給拡大は需要の実態と乖離しており、経済性の面でも持続可能とは言えません。</p> <p>さらに、アンモニアや水素の混焼による「ゼロエミッション燃料への転換」についても、技術的・経済的に未確立であり、大規模導入の道筋は示されていません。こうした不確実な未来技術を前提に、現時点で高排出のLNG火力を新設することは合理性を欠き、企業としての責任を問われる行為です。</p>	(No.6の見解と同じ)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>以上の点を踏まえれば、2033年に新規LNG火力の運転開始を目指す本計画については、パリ協定、1.5°C目標、IEAのシナリオ、G7合意などの国際的枠組みとどのように整合するのか、具体的かつ検証可能な形で説明することが不可欠です。</p> <p>【注3】https://climateactiontracker.org/press/release-as-the-climate-crisis-worsens-warming-outlook-stagnates/</p>	(前ページに記載)
8	<p>不確実で合理性のない「ゼロエミッション燃料」導入を前提に、化石燃料インフラへ新規投資すべきではない</p> <p>貴社は本事業において、「本事業では、火力電源の脱炭素化に向け、中長期的にはアンモニア・水素といったゼロエミッション燃料の導入等により、更なる二酸化炭素排出量の削減を視野に入れ、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指す」としています（方法書p.3, p.17）。しかしながら、水素・アンモニアの発電利用は、気候変動対策としても、発電コストの面でも合理性を欠いており、本計画の正当化根拠とはなり得ません。</p> <p>富山新港火力発電所LNG2号機で将来的に利用を想定している水素燃料については、現状では商用発電に利用可能な水素の大半が化石燃料由来の「グレー水素」であり、製造・輸送過程での温室効果ガス排出を含めれば、ゼロエミッションとは到底言えません。水素燃料の有効性を評価するには、製造方法を含めたライフサイクル全体での排出量を定量的に示す必要がありますが、現時点での供給体制や必要量の見通しは立っていません。</p> <p>理論上、再生可能エネルギーによる電気分解で製造される「グリーン水素」はCO₂を排出しないとされますが、これは再エネ電力が余剰であることを前提としています。そのような再エネ電力が確保できるのであれば、電力として直接利用する方が高効率かつ低成本であり、わざわざ水素に変換して発電に用いる合理性はありません。</p> <p>水素燃料は、航空・海運・製鉄など他に脱炭素手段がない分野に優先的に使うべきとされており、用途を特定したうえで供給体制を検討する必要があります。2023年のG7広島サミットでも、水素・アンモニアの利用には「1.5°Cの道筋に整合する場合」など厳格な条件が付されており、脱炭素技術として無条件に承認されたわけではありません。</p> <p>国際再生可能エネルギー機関（IRENA）は2022年1月の報告書において、「水素は製造・輸送・変換に多大なエネルギーを要し、無差別な使用はエネルギー転換を遅らせる」と警告しています。また、IEAの「Net Zero by 2050」では、太陽光・風力・電動車がCO₂削減に大きく貢献する一方、水素やCCUSは実証段階であり、削減貢献度は低いとされています。</p> <p>以上を踏まえれば、水素・アンモニア等のゼロエミッション燃料の将来的導入を口実に本計画を進めることは、日本の2050年カーボンニュートラル目標に整合するとは言えず、国際的な見解からも支持を得られないと考えます。</p> <p>計画段階配慮書に対して当方が提出した上記の意見に対し、貴社は方法書(p.332)において、IRENAやIEAなど国際機関が示す課題には一切触れず、国内計画の記述を都合よく抜粋するのみの見解を示しました。これは、科学的知見を軽視し、国際的な合意を無視する姿勢であり、エネルギー事業者としての将来への洞察を欠いています。</p> <p>また、貴社が「カーボンニュートラル化手段を断定せず幅広に検討する」「実現性を見極める」と述べていることは、現時点で本発電所の脱炭素化に関する具体的な計画が存在しないことを自ら認めているに等しく、極めて不誠実です。貴社が行っているのは「検討」ではなく、「新規LNG火力発電所の建設」という、後戻りできない化石燃料への巨額投資であり、不確実な未来技術への期待を根拠に、確実なCO₂排出源を固定化する（ロックイン）行為は無責任であると考えます。</p>	(No.6の見解と同じ)

(次ページに続く)

No.	意見の概要	事業者の見解
8	<p>さらに、貴社は第7次エネルギー基本計画を根拠に、再エネや蓄電池だけでは火力を代替できないと主張していますが、国の計画は非効率で将来性のない技術への投資を免責するものではありません。冬季の電力不足等の課題は、省エネの徹底、再エネ電源の多様化、デマンドレスポンス、広域系統連携、蓄電技術の導入などによって対応すべきです。LNG火力は既設設備の活用に留めるべきであり、長期にわたりCO₂を排出し続ける新設は、課題解決ではなく新たな問題の創出です。</p> <p>具体的な脱炭素化の道筋を示さないまま、「将来ゼロエミッション燃料を使う可能性がある」とだけ主張することは、化石燃料プロジェクトを環境配慮型であるかのように見せかける「グリーンウォッシュ」と見なされても仕方ありません。</p>	(前ページに記載)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>発電所の建設工事中は勿論、運開後においても、必要資機材等の運搬には、現在縦覧中の標記環境影響評価方法書 2-14 (16) 頁「第 2-2-7 図 主要な交通ルート」に記載の経路（8 号線→472 号線→415 号線→発電所）の使用を徹底願います。</p> <p>特に別紙の経路【片口（南）交差点から片口（西），片口交差点を通り七美交差点に至る 235 号線及び 232 号線】については、道路基盤が弱く、大型車両の通行による道路の沈下振動、騒音障害が、現在も甚だしいことから、415 号線と平行に走れるからといって安易に通行しないよう、「415 号線の通行」を業者へ徹底願います。</p>  <p>事業者追記：上記の図は提出された意見書に添付された図より、当社にて作図したものである。</p> <p>上記の地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を加工し、作成したものである。</p>	<p>資機材等の運搬経路に関しては、環境影響評価方法書に記載のとおり、主要な交通ルートの利用を工事関係者に指導します。</p> <p>工事関係者に対しては県道 235 号線及び 232 号線を運搬経路として使用しないよう、定期的に周知し、地域住民の皆さまの生活への影響を最小限に抑えるべく、環境保全に十分配慮して事業を進めてまいります。</p>